

取引参加者の合併等に関する承認手続きの整備等について

平成 19 年 2 月 27 日
株式会社東京証券取引所

趣旨

近年、証券業務の範囲拡大に伴う取扱商品の多様化や手数料の低廉化に伴う個人投資者層の証券市場への積極参入など、証券界を取り巻く環境が急速に変化しており、取引参加者は、これらの環境変化に適応するために機動的な対応が求められています。そのような中、昨年会社法が施行され、企業経営の機動性・柔軟性の向上が図られたことにより、今後、取引参加者においても組織再編や提携等が活発化するものと予想されます。

一方、取引参加者は、財産及び業務の内容に大きな影響を受けるおそれがある合併、会社分割又は事業譲渡（以下「合併等」といいます。）を行うとする場合には、あらかじめ当取引所による承認を受けなければなりません。当取引所は、当該承認に係る審査において、当該合併等が当取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと思われるときは、その内容について変更を求めるなどしています。

以上を踏まえ、取引参加者規程等について、取引参加者において適正かつ円滑な合併等が行えるよう、当取引所が従来行ってきた当該承認に関する申請手続き及び審査の内容を明確化するなどその整備を行うこととします。また、あわせて、取引参加者の報告制度等をより充実させる観点から、取引参加者が行う当取引所への届出及び報告事項について見直しを行うこととします。

改正概要

項目	内容	備考
1. 合併等に関する承認手続きの整備 (1) 合併等の承認に係る申請手続き及び審査内容の明確化	取引参加者が合併等の承認を受ける場合の当取引所が行う審査について、その申請手続き及び内容を明確化します。なお、当該審査は、取引資格の取得に係る審査に準じて、以下の事項を勘案して行います。	現在行っている申請手続き及び審査の内容を明確にするものです。

<p>(2) 合併等に係る事前通知</p>	<p>経営の体制の維持</p> <p>当該合併等の効力発生日における取引参加者の経営の体制が、当取引所の市場の運営にかんがみて適当でない認められる者の支配又は影響を受けることとならないなど、健全な経営の体制が維持されることが見込まれること</p> <p>財務基盤の維持</p> <p>当該合併等の効力発生日における取引参加者の財務の状況が、一定の基準に適合するとともに、安定した収益力が確保されることが見込まれること</p> <p>業務執行体制の維持</p> <p>当該合併等の効力発生日において、当取引所の市場における取引の受注、執行及び受渡決済、損失の危険の管理並びに法令遵守等に関し、適切な業務執行体制が維持されることが見込まれること</p> <p>手続きの適法等</p> <p>当該合併等に係る手続きが法令諸規則に基づいて適正に行われていること</p> <p>審査基準の充足状況や手続きの瑕疵の有無等に係る審査の適正な期間を確保するため、取引参加者は、合併等の承認に係る株主総会（株式会社以外の者にあつてはこれと同程度のもの）の2週間前までに、以下に掲げる当該合併等に関する内容その他当取引所が必要と認める内容について、当取引所に通知することとします。ただし、当取引所が真にやむを得ないと認める事由により通知が遅れる場合は、この限りではありません。</p>	<p>一定の基準とは取引資格の取得審査に関する規則に定める基準となります。</p> <p>現行運用において、合併等の承認に係る株主総会の2週間前までに承認申請書の案の提出を求めています。それを明確にしたものです。</p>
-------------------------	--	--

事 象	通知内容
合併 (取引参加者規程 第16条第1項第1 号)	<ul style="list-style-type: none"> 合併後の株主構成及び役員の状況 被合併会社の概要(財務の状況を含む。)
事業の譲渡等 (同項第2号又は 第4号)	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡等後の役員状況、組織構成及び当取引所における有価証券の売買等の見込み 譲渡等の対象となる事業(資産及び負債の内容を含む)の概要
事業の譲受け等 (同項第3号又は 第5号)	<ul style="list-style-type: none"> 譲受け等後の役員の状況 譲受け等の対象となる事業(資産及び負債の内容を含む)の概要

(3) 承認後の継続報告

取引参加者は、当取引所が必要と認める場合には、合併等の効力発生後、当初計画に基づく財務の状況や収益性等の確保、業務執行体制の整備等の状況について報告をするものとします。

当取引所が必要と認める場合とは、取引参加者が、合併等の承認を受ける際に当取引所に対して示した計画等について、その実施に一定期間を要すると判断される場合等を含みます。

2. 届出・報告事項の見直し

取引参加者の報告制度等の充実を図る観点から、以下の見直しを行います。

(1) 他の者による議決権の過半数の保有に係る報告	取引参加者は、その議決権の過半数を他の者に保有される事実を知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとします。	現在、取引参加者は、大株主上位 10 名に変更があった場合は、当取引所に報告することとしていますが、株式移転、株式交換等の方法による組織再編、第三者割当や公開買付け等により他の法人等の子会社となるなど、その支配関係に大きな変更がある場合についても、報告することとします。
(2) 法令違反等に係る報告	取引参加者は、当取引所における有価証券の売買等に関し、法令等に違反する行為又は当取引所規則に違反する行為が行われたことを知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとします。	当取引所が取引参加者に対して処分又は注意喚起等する場合は、取引参加者が自らの検査等により法令違反等を発見し、適切な対応を行っているかなどを勘案しています。
(3) システム障害に係る報告	取引参加者は、当取引所における有価証券の売買等に関し、使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとします。	当取引所は、取引参加者のシステム障害等の状況を迅速に把握することにより、それが当取引所に与える影響や、取引参加者における現行のシステムリスク管理体制の整備状況について確認します。
(4) 役員が他の法人の役員に就任した場合の届出の変更	取引参加者の役員が他の法人の役員に就任（又は退任）した場合について、届出事項から報告事項に変更します。	

実施時期（予定）

平成 19 年 5 月を目途に実施します。

以 上